

令和 7 年 6 月定例会

建設委員会資料
(環 境 部)

請願・陳情		令和7年6月議会提出分		新規・継続
受理番号	受理年月日	件 名	請願・陳情者名	
42	令和7年 5月29日	家庭ごみ処理手数料の減額について	住所	氏名
請願・陳情の要点			左に対する措置等	
市は、さらなるごみの減量等を目的に、平成24年7月から家庭ごみの有料化を実施してきた。当時の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、566グラムであったが、市民のごみ減量の努力により、令和6年度は、476グラムまで減量することができ、令和7年度までの減量目標480グラムを達成している。 市長は、選挙公約にごみ袋有料化の検証・見直し等を掲げ当選した。物価高騰の現在、家庭ごみ処理手数料の見直しを図ることにより、家計を支援することができるものとする。 ついては、家庭ごみ用袋1リットル当たりの家庭ごみ処理手数料1円を0.5円に減額するよう陳情する。			本市では、経済的動機付けによるごみ減量を推進するため、平成24年7月から家庭ごみの有料化を実施し、令和6年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量が減量目標を下回るなど、成果をあげてきている。 今後のごみ減量の必要性や有料化の重要性についての評価を変えるものではないが、導入から10年以上が経過し、現状を踏まえた家庭ごみ処理手数料の見直しが必要であると認識している。 見直しに当たっては、ごみの広域処理を視野に入れた新施設の建設準備を進めていることなどを踏まえ、手数料相当額の一般廃棄物処理施設整備基金への積立て等、その用途について検証するとともに、他都市の状況も参考にしながら、市民負担の水準について検討を進めていく。	

秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画（以下「処理計画」という。）は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための法定計画である（当初策定は平成5年6月）。現計画は、平成27年度から令和7年度までの11年間を計画期間としており、本年度は策定年度に当たる。

2 計画策定の基本的な考え方

ごみ処理方法が変わっていないため、計画策定の趣旨やごみ処理の基本理念等に大きな変更はない。

前回の見直し（令和3年3月）以降に生じた、以下のごみ処理の方針や社会情勢等の変化を踏まえて策定することとする。

- ・ごみ処理広域化に向けた基本協定の締結（令和7年3月）
- ・令和17年度稼働開始を目指す新処理施設の整備
- ・新施設の稼働開始にあわせたプラスチックごみ分別収集の実施
- ・国の第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）の策定

3 廃棄物減量等推進審議会への諮問

処理計画の策定に当たっては、専門的見地や市民の視点からの意見を踏まえたものとするため、大学教授や市民団体、事業者、市民公募等により構成される廃棄物減量等推進審議会（以下「減量審」という。）に諮問することとする。

4 処理計画で掲げる減量目標（案）

(1) 家庭系ごみの減量目標

標記目標（令和7年度まで目標値480g）については、令和6年度実績は476gである。家庭ごみに減量可能な食品ロスが含まれていることや、循環型社会形成に向けた国の取組が進んでおり、さらなる減量を進めるため、新たな目標を設定する。

(2) 事業系ごみの減量目標

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業活動が休止したことにより、早期に目標値を下回り、経済活動が再開後もこの水準を保つよう取組を進めている。計画策定に当たり、さらなる減量を進めるため、新たな目標を設定する。

(3) 「焼却ごみ」の減量目標の設定

国の循環型社会形成推進基本計画では、家庭系および事業系を含めた「焼却ごみ」という新たな目標設定がなされており、こうした見直しに対応するよう検討する。

(4) 食品ロス削減目標（家庭系および事業系）

ごみ減量目標と連動する「秋田市食品ロス削減推進計画」（令和5年3月策定）における本市の家庭系の食品ロス量および事業系の食品ロス量については、目標値を下回る状況が続いている。国は、令和6年度に、目標達成を受け、目標値を上方修正しており、これを受けた見直しを本計画の策定において行う。

5 スケジュール（案）

令和7年6月20日	6月定例会建設委員会報告 「秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について」
7月	第1回減量審 諮問・論点整理
8月下旬	第2回減量審 見直し素案 意見照会
10月	第3回減量審 意見照会を踏まえた修正案 (審議状況により必要に応じて追加で審議会開催)
11月下旬まで	素案とりまとめ
12月	11月定例会建設委員会報告 素案
12月下旬から	パブコメ・市民100人会での意見聴取 (～令和8年1月中旬まで)
令和8年2月	減量審最終回 答申
3月	2月定例会建設委員会報告 最終策定案
3月下旬	策定

し尿くみ取り料金基準額の改定について

1 し尿くみ取りに係る制度

- (1) 本市は「直営」「委託」「許可制」のうち「許可制」を採用しており、現在、許可業者6社が利用者と個別契約している。
- (2) 料金体系には、1人当たりの月額で算定される「定額制」と、収集量に応じて算定される「従量制」がある。
- (3) くみ取りは、市が直接行っていない業務であるため、その料金については、手数料として条例で規定するのではなく、秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱（以下「要綱」という。）の中で、あくまで基準額として定めている。
- (4) 要綱では、許可業者が基準額の改定を希望するときは、市長に要望書を提出し、市長は、秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会（以下「検討委員会」という。）に諮問し、その答申を尊重しながら改定の適否を判断することとしている。

2 今回の改定の経緯

- (1) 令和6年8月に、許可業者6者から、基準額の改定（定額制への基本（加算）料金の設定※）、くみ取り料金の値上げ）等を内容とする要望書が提出された。
（※）1人当たり一定の月額負担とする定額制の中に、くみ取り回数に応じて1世帯当たり一定額を加算していく新たな料金体系とする要望
- (2) 同年12月に、市長が検討委員会に諮問し、3回にわたる審議の結果、令和7年5月に以下を主な内容とする答申があった。
 - (ア) 現状等
 - ・ 前回、基準額の見直しを行った平成29年度から、くみ取り量が約31%減少し、今後も減少する見込みである。
 - ・ 許可業者の経営は、これまでの利益の蓄積により健全ではあるものの、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰や人件費上昇により、直近の業績は伸び悩んでいる。
 - (イ) 定額制への基本（加算）料金の設定
制度を複雑化させ、市民にとって分かりづらいものとなることから、基本（加算）料金を設定せず、現行制度を維持すべき。
 - (ウ) し尿くみ取り料金の値上げ
くみ取り量の減少および社会経済情勢の変化が、事業者の経営に与える影響が大きく、収集運搬業務の継続が危惧されることから、【現行の基準額および改定内容】の表に記載している基準額への改定をすべき。
- (3) 市としては、答申内容に沿って基準額を改定することとし、その旨、許可業者に対して回答する予定としている。

3 改定基準額適用日（予定）

令和7年10月1日

4 市民周知

広報あきた、市ホームページ、SNS等で周知する。

【現行の基準額および改定内容】

(単位：円)

料金種別	単位	種別	現行	令和7年10月適用
定額制	1人につき月額 (1歳未満を除く。)	基準額 (税抜)	553	679 (現行との差 126)
		くみ取り料金 (税込)	608	746 (現行との差 138)
従量制	180リットルまで	基準額 (税抜)	2,170	2,662 (現行との差 492)
		くみ取り料金 (税込)	2,387	2,928 (現行との差 541)
	180リットルを超える 18リットルごとに	基準額 (税抜)	217	266 (現行との差 49)
		くみ取り料金 (税込)	238	292 (現行との差 54)

※ 改定後の基準額は、1リットル当たりの単価としては、14.79円となる。

【参考】利用世帯・事業所数

一般家庭	定額制	1,800 世帯
	従量制	1,893 世帯
	計	3,693 世帯
事業系	従量制	802 事業所

※ 令和6年度末現在